

1. 新しい金融モニタリングの考え方

(全体的な考え方)

- 3月に、金融モニタリング有識者会議から、「検査・監督改革の方向と課題」が提言されたことを踏まえ、新しい金融モニタリングの考え方について説明。
- 金融モニタリングのあり方は、金融行政の究極的な目標である「企業・経済の成長と国民の厚生を増大」との整合性を確保する必要。
- 金融庁は、発足当初は、金融行政への信頼回復、不良債権処理、利用者保護上の問題の解消といった当時の優先課題に対応するため、「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の3つを目標として掲げ、法令遵守状況の事後的なチェックや資産査定を中心とした検査・監督手法を確立し、「最低基準（ミニマム・スタンダード）の遵守状況の確認」に重点を置いてきた。こうした対応は、当時の優先課題の解決に寄与した。
- これらの目標は、現在も金融行政の中核的な目標と位置付けられるものであるが、一方で「企業・経済の成長と国民の厚生を増大」という究極的な目標のための手段にすぎず、その達成のための必要条件ではあっても、十分条件では必ずしもない。目標としては「金融システムの安定」と「金融仲介機能の発揮」、「利用者保護」と「利用者利便」、「市場の公正性と透明性の確保」と「市場の活力」のそれぞれのバランスの実現も目指していくべきもの。
- また、目標を達成するための手法の面でも、「最低基準の充足状況の確認」ととどまらず、「ベスト・プラクティスに向けた対話」や「持続的な健全性を確保するための動的な監督」の手法を、個別金融機関の状況に応じて、組み合わせて対応していくことが必要。

- 歴史的にも、銀行の資本水準は好況期には高くなるが、バブルの崩壊等経済・市場に変調をきたすと、急速に悪化する。市場や経済の動向を Forward Looking に観察し、何らかのストレスが生じたときにも、金融システムに甚大な悪影響が及ばぬよう、銀行において、必要なリスク管理と資本の充実を平時から行っていくことが必要。
- 欧米諸国では、こうした既存のバーゼル規制だけでは対応できないリスクに対しては、ストレステストの実施を義務化（ルール化）し、ミニマム・スタンダードの水準を引き上げることで対応。
- 他方、これは、金融機関が資産圧縮をして金融仲介機能の低下につながるなどの副作用が生じるおそれもあり、わが国においては今のところ、監督・検査を通じ、金融機関ごとの置かれた状況に応じ、最も適切な処方箋を金融機関の経営者と一緒に考えていく手法をとることとしている。
- 人間の健康に例えれば、「健全性に関する最低基準を満たせない状況」は、重大な疾患が見つかり、強制的に入院して治療する必要性が生じた状況に似ているが、日頃から健康診断を行い、将来的に重大な疾患につながるようなリスクが顕在化しないよう、前広に、不健康な生活習慣を見直すことが、望ましいと考える。

（持続的な健全性を確保するための動的な監督）

- 最低基準に抵触している状況が見出された場合には、例えば、早期是正措置のように、当局は法令に基づき是正を指示することになる。
- 他方、最低基準に抵触する前の段階であっても、将来的に健全性の最低基準に抵触する蓋然性が認められる場合が存在。
- 「持続的な健全性を確保するための動的な監督」とは、将来的に最低基準に抵触する蓋然性の度合いに応じて、ビジネスモデルの持続可能性や経営・市場の状況に大きな変化があった場合の健全性への影響等について対話を行い、改善を行っていくもの。

- これは、当局が法令に基づき、是正措置等を強制的に命じるものではなく、課題認識・根本原因・改善策の妥当性についての当局との対話を通じて、金融機関が自主的に対応を考えるもの。
- こうしたモニタリングの考え方は、金融機関と借り手企業との関係で考えるとわかりやすい。企業が元利金の返済ができなくなってから債権保全や再生に着手しても、既に企業価値が大幅に毀損してしまっている。
- 日頃から、借り手企業との対話を密に行い、経営課題等を共有していれば、タイムリーに企業に対して経営改善を働きかけたり、それを支援したりすることが可能となり、貸し手、借り手の双方にメリットがある。

(ベスト・プラクティスの追求に向けた対話)

- 金融機関が最低基準を遵守するだけでは、金融機関による適切な金融仲介機能の発揮や利用者利便の向上など、国民生活の向上や経済成長に金融が貢献することは保証されない。それぞれの金融機関が創意工夫をこらし、顧客のニーズに応える質の高い金融商品・サービスを提供したり、資産運用やリスク管理を高度化することなどが、わが国の金融サービスのクオリティを高め、それが顧客の利益と金融機関自身の価値向上を同時にもたらす（共通価値の創造）。
- 顧客との共通価値の創造を実現する方法は、当局が具体的な取組みを強制する性質のものではなく、市場における競争を通じて、より高い水準を目指した努力が各行ごとに行われることが望まれる。
- 一方、実際には必ずしもそうならない場合が存在。例えば、利用者から見て金融機関ごとの商品・サービスの違いが分かりにくい場合や、金融機関の側に横並び意識があったり、いわゆるファースト・ムーバー・リスクがあって一行だけ別のモデルを工夫することが難しい場合や、金融機関側の内向きの意識が障害になっている場合もあり得る。

- このような場合には、例えば、他行のベストプラクティスや顧客の認識に関する知見を当局が把握・蓄積し、金融機関に還元することが各金融機関の改善に向けた取組みに対する一助になると考えられる。
- また、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用した、金融仲介機能の発揮状況に係る積極的・具体的な開示の促進など、金融機関の取組みを「見える化」し、利用者による合理的な選択を可能にすることが、サービスの質の向上に向けた健全な競争促進に効果的と考えられる。
- 「最低基準の充足」の観点からは、現時点において特段の懸念が見られない金融機関についても、絶えず、金融商品・サービスの質の改善に取り組む必要があり、金融庁としても、金融機関における自らの価値向上に向けて自主的な取組みが進めやすくなるような環境整備を行っていく。

（有価証券の運用）

- こうした考え方を、現在、実施中の有価証券運用に関するモニタリングを例に具体的に説明。
- 金利の継続的な低下に伴う貸出利ざやの悪化等から、有価証券運用への依存度が一段と上昇しており、運用利回りを確保するため、外債や超長期の日本国債への投資を拡大している地域金融機関が増加。
- 昨年11月以降、市場の潮流に対する市場関係者の見方に変化が見られる中、金融庁では金融機関の有価証券運用に関するリスク管理についてモニタリングを実施してきたところ、当期の期間収益を確保するために証券運用で多大なリスクを取る一方で、含み損のリスクを軽視するなど、リスク管理に課題が認められる地域金融機関があることが明らかになった。
- 具体的には、
 - ・金利が更に上昇した場合に含み損が発生するリスクや、調達金利の上昇で逆ザヤになるリスクよりも、足元の利息収入を優先している事例

・極めて少数の運用人材で多数・多額の投資信託やファンド投資を行っており、それぞれの商品のリスクについての理解が不十分な事例などが認められた。

- こうした背景には、貸出業務の収益性が低下する中、当期の利益が大幅に減少したりすることを防ぐため、証券運用収入への依存度が高くなっているのだと考えられるが、含み損の拡大が、将来の経営に及ぼす悪影響にもかかわらず、足元の決算を取り繕うようなことがあるとすれば、経営姿勢としていかがか。
- 本業の融資業務のビジネスモデルを持続可能にするためには何が必要か、あるいは、証券運用からの収入に期待するのであれば、いかにして運用力やリスク管理能力を上げるかを真剣に考えるべき。
- 足元において、健全性に直ちに影響の出る地域金融機関はないと承知しているが、現時点で健全性の基準を満たしていても、市場の状況が変化した場合に問題の生じる金融機関や、本業の融資業務が競争力を失い時とともに事態が深刻化する金融機関に対しては、継続的に、状況の改善を目指した対話を続けていく。

(対話の改善)

- 新しい監督・検査においては対話に重点が置かれる。「対話」という名目のもとに、金融庁が経営介入を行うのではないかという不満も聞かれますが、金融庁としては、上記のような金融行政の目的を遂行するために必要と考えている意見を金融機関に伝えることが自らの責務と認識している。金融機関においても、金融庁の指摘がおかしいと思った時には躊躇せず反論して頂くよう、お願いしたい。こうしたことが当局と金融機関の対話を実りあるものにするためには不可欠。意見の相違からお互いが学ぶべきものが多い。金融庁の指摘だからと、納得できないのに形式を繕う対応は、問題の本質的な解決にはつながらない。また、金融機関から問題点の指摘や批判を頂くことが、監督・検査の質の向上につながる。

- 従来から、検査モニター制度があるが、検査局に直接批判を言いにくいのご意見を踏まえ、昨年からは、匿名で行政に対する意見や批判を言える行政モニター制度を発足させているが、地域金融機関からの利用は極めて少数にとどまっている。こうした制度の活用を含め、真に双方向の議論を活発化させることが、金融システムの健全性維持と金融仲介機能の充実の両立につながると考えている。

(以上)